

宿泊約款

適用範囲

第1条 蔵に泊まれる小さなリゾート reZOU が宿泊客との間で締結する宿泊契約及びこれに関連する契約は、この約款の定めるところによるものとし、この約款に定めのない事項については、法令又は一般に確立された慣習によるものとし、

第1条2項 蔵に泊まれる小さなリゾート reZOU が法令及び慣習に反しない範囲で特約に応じたときは、前項の規定にかかわらず、その特約が優先するものとし、

宿泊契約の申し込み

第2条 蔵に泊まれる小さなリゾート reZOU に宿泊契約の申込みをしようとする者は、次の事項を蔵に泊まれる小さなリゾート reZOU に申し出ていただきます。

- イ. 宿泊者名
 - ロ. 宿泊日（フロント営業時間外のチェックインの場合は到着予定時刻も含む）
 - ハ. 電話番号及び連絡が可能なEメールアドレス
- ニ. 宿泊者数
- ホ. その他蔵に泊まれる小さなリゾート reZOU が必要と認める事項

第2条2項 宿泊客が、宿泊中に前項第2条の宿泊日を超えて宿泊の継続を申し入れた場合、蔵に泊まれる小さなリゾート reZOU は、その申し出がなされた時点で新たな宿泊契約の申込みがあったものとして処理します。

宿泊契約の成立等

第3条 宿泊契約は、蔵に泊まれる小さなリゾート reZOU が前条の申込みを承諾したときに成立するものとし、但し、蔵に泊まれる小さなリゾート reZOU が承諾をしなかったことを証明したときは、この限りではありません。

2. 前項の規定により1泊以上の宿泊契約が成立したときは、宿泊日数の基本宿泊料を、チェックイン時まで全額お支払いいただきます。

宿泊契約締結の拒否

第4条 蔵に泊まれる小さなリゾート reZOU は、次に掲げる場合において、宿泊契約の締結に応じないことがあります。

1. 宿泊の申込みがこの約款によらないとき。
2. 満室により客室の余裕がないとき。
3. 宿泊しようとする者が、宿泊に関し、法令の規定、公の秩序もしくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき。
4. 宿泊しようとする者が、次のイからハに該当すると認められるとき。

イ. 暴力団員による不当な行為の防止に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に指定する暴力団（以下、「暴力団」という。）、同法第2条第6号に規定する暴力団員（以下、「暴力団員」という。）、暴力団準構成員又は暴力団関係者その他の反社会的勢力

ロ. 暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人、その他の団体であるとき

ハ. 法人で、その役員のうち暴力団員に該当する者があるもの

5. 宿泊しようとする者が蔵に泊まれる小さなリゾート reZOU もしくは蔵に泊まれる小さなリゾート reZOU 従業員に対して暴力的要求行為を行い、あるいは、合理的範囲を超える負担を要求したとき。

6. 宿泊しようとする者が、厚生労働省令で定める第一類から第三類までの感染症に感染していると明らかに認められるとき。
7. 天災、施設の故障、その他やむを得ない事由により宿泊させることができないとき。
8. 宿泊しようとする者が泥酔等により迷惑を及ぼすおそれのあるとき。
9. その他著しく迷惑を及ぼす言動等があるとき。

宿泊客の契約解除権

第5条 宿泊客は、蔵に泊まれる小さなリゾート reZOU に申し出て、宿泊契約を解除することができます。

第5条2項 蔵に泊まれる小さなリゾート reZOU は、宿泊客がその責めに帰すべき事由により宿泊契約の全部又は一部を解除した場合は、別表第2に掲げるところにより、違約金を申し受けます。

第5条3項 蔵に泊まれる小さなリゾート reZOU は、宿泊客が連絡をしないで宿泊日当日の午後21時（あらかじめ到着予定時刻が明示されている場合は、その時刻を2時間経過した時刻）になっても到着しないときは、その宿泊契約は宿泊客により解除されたものとみなし処理することがあります。

蔵に泊まれる小さなリゾート reZOU の契約解除権

第6条 蔵に泊まれる小さなリゾート reZOU は、次に掲げる場合においては、宿泊契約を解除することがあります。

1. 宿泊客が宿泊に関し、法令の規定、公の秩序もしくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき、又は同行為をしたと認められるとき。
2. 宿泊客が厚生労働省令で定める第一類から第三類までの感染症に感染していると明らかに認められるとき。
3. 天災等不可抗力に起因する事由により宿泊させることができないとき。
4. 宿泊客が、次のイからハに該当すると認められるとき。
 - イ. 暴力団、暴力団員、暴力団準構成員又は暴力団関係者、その他反社会的勢力であるとき
 - ロ. 暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人、その他の団体であるとき
 - ハ. 法人で、その役員のうち暴力団員に該当する者があるとき
5. 宿泊客が蔵に泊まれる小さなリゾート reZOU もしくは蔵に泊まれる小さなリゾート reZOU 従業員に対して、暴力的要求を行い、あるいは、合理的範囲を超える負担を要求したとき。
6. 宿泊しようとする者が騒音、泥酔等により迷惑を及ぼすおそれのあるとき。
7. 禁煙が指定されている場所での喫煙、消防用設備等に対するいたづら等、火災予防上、障害となる行為を行ったとき。
8. 一時的であると否とにかかわらず宿泊契約者以外の者を客室に立ち入らせたとき。
9. 館内に以下のものを持ち込んだときまたは持ち込もうとしたとき。
 - ・拳銃
 - ・刀剣類
 - ・著しく悪臭を発する物品
 - ・著しく大量の物品
 - ・発火、引火しやすい物（火薬や揮発油）
 - ・植物・動物・昆虫その他これに類するもの
 - ・その他、法令により所持が禁止されているもの
10. 施設の備品または物品を施設の外に持ち出し、または施設内の別の場所に移動したとき。
11. 建物または諸設備に、変更・改造・改変を行なおうとしたとき。
12. 施設内で他の宿泊者、来訪者または従業員に対し、広告物、物品を配布する行為、宗教活動（布教・勧誘）

または営業行為を行ったとき

13. 著しく迷惑を及ぼす行為をしたとき。

14. その他蔵に泊まれる小さなリゾート reZOU が定める利用規則に従わないとき。

第6条2項 蔵に泊まれる小さなリゾート reZOU が前項の規定に基づいて宿泊契約を解除したときは、宿泊客がいまだ提供を受けていない宿泊サービス等の料金はいただきません。

宿泊の登録

第7条 宿泊客は、宿泊日当日、蔵に泊まれる小さなリゾート reZOU のフロントにおいて、次の事項を登録していただきます。

1. 宿泊客の氏名、年令、性別、住所及び職業
2. 外国人にあつては、国籍、旅券番号
3. 出発日及び出発予定時刻
4. その他蔵に泊まれる小さなリゾート reZOU が必要と認める事項

第7条2項 宿泊客が第10条の料金の支払いを、宿泊券、クレジットカード等通貨に代わり得る方法により行おうとするときは、あらかじめ、前項の登録時にそれらを呈示していただきます。

客室の使用時間

第8条 宿泊客が蔵に泊まれる小さなリゾート reZOU の客室を使用できる時間は、以下の通りとします。連続して宿泊する場合においても同様です。

チェックイン 15:00~/チェックアウト~10:00

客室利用可能時間 15:00~翌 10:00

第8条第2項 蔵に泊まれる小さなリゾート reZOU は、前項の規定にかかわらず、同項に定める時間外の客室の使用に応じることがあります。この場合には第10条4項に掲げる追加料金を申し受けます。

利用規則の遵守

第9条 宿泊客は、蔵に泊まれる小さなリゾート reZOU 内においては、蔵に泊まれる小さなリゾート reZOU が定めて施設内に掲示した利用規則に従っていただきます。

第9条2項

蔵に泊まれる小さなリゾート reZOU の主要な施設等の営業時間等は次の通りとし、その他の施設等の詳しい営業時間は備付けのパンフレット、各書の表示、客室内のサービスディレクター等でご案内いたします。

1. フロントサービス・・・・・・・・・・15:00~20:00
2. 門限・・・・・・・・・・・・・・・・・・なし

第9条3項 前項の時間は、必要やむを得ない場合には臨時に変更することがあります。その場合には、適当な方法をもってお知らせします。

料金の支払い

第10条 宿泊客が支払うべき宿泊料金等の内訳及びその算定方法は、別表第1に掲げるところによります。

第10条2項 前項の宿泊料金等の支払いは、日本銀行券及び貨幣(日本円)、又は蔵に泊まれる小さなリゾート reZOU が認めた宿泊券、クレジットカード等これに代わり得る方法により行っていただきます。

第10条3項 蔵に泊まれる小さなリゾート reZOU が宿泊客に客室を提供し、使用が可能になったのち、宿泊客が任意に宿泊しなかった場合及び客室利用後、任意に宿泊を中止した場合においても、全日分の宿泊料金を申し受けます。

第10条4項 チェックアウト後も蔵に泊まれる小さなリゾート reZOU 施設内滞在する場合は、チェックアウト時刻より4時間経過後までは半日分、4時間以上経過した場合は全日分の宿泊料相当額を申し受けます。なお、これは当該違反日の宿泊を約束するものではありません。

蔵に泊まれる小さなリゾート reZOU の責任

第11条 蔵に泊まれる小さなリゾート reZOU は、宿泊契約及びこれに関連する契約の履行に当たり、又はそれらの不履行により宿泊客に損害を与えたときは、その損害を賠償します。但し、それが蔵に泊まれる小さなリゾート reZOU の責めに帰すべき事由によるものでないときは、この限りではありません。

契約した客室の提供ができないときの取扱い

第12条 蔵に泊まれる小さなリゾート reZOU は、宿泊客に契約した客室を提供できないときは、宿泊客の了解を得て、できる限り同一の条件による他の宿泊施設を斡旋するものとします。

第12条2項 蔵に泊まれる小さなリゾート reZOU は、前項の規定にかかわらず他の宿泊施設の斡旋ができないときは、違約金相当額の補償料を宿泊客に支払い、その補償料は損害賠償額に充当します。但し、客室が提供できないことについて、蔵に泊まれる小さなリゾート reZOU の責めに帰すべき事由がないときは、補償料を支払いません。

寄託物等の取扱い

第13条 宿泊客が蔵に泊まれる小さなリゾート reZOU にお持ち込みになった物品又は現金並びに貴重品であってフロントにお預けになったものについて、滅失、毀損等の損害が生じたときは、それが、施設側の故意又は重過失による事由の場合は、その損害を賠償します。

ただし、現金及び貴重品については、蔵に泊まれる小さなリゾート reZOU がその種類及び価格の明告を求めた場合であって、宿泊客がそれを行われなかったときは、蔵に泊まれる小さなリゾート reZOU は5万円を限度としてその損害を賠償します。

第13条2項 宿泊客が、フロントにお預けにならなかった物品又は現金並びに貴重品若しくは携行品（蔵に泊まれる小さなリゾート reZOU 内の無人荷物置場に置かれた物品等も含む）については、客室及び館内での盗難、紛失、損失に対して、蔵に泊まれる小さなリゾート reZOU は、その損害等は賠償いたしません。

宿泊客の手荷物又は携帯品の保管

第14条 宿泊客の手荷物が、宿泊に先立って蔵に泊まれる小さなリゾート reZOU に到着した場合は、その到着前に蔵に泊まれる小さなリゾート reZOU が了解したときに限って責任をもって保管し、宿泊客がフロントにおいてチェックインする際お渡しします。

第14条2項 宿泊客がチェックアウトしたのち、宿泊客の手荷物又は携帯品が蔵に泊まれる小さなリゾート reZOU に置き忘れられていた場合において、その所有者が判明したときは、蔵に泊まれる小さなリゾート reZOU は、当該所有者に連絡するとともにその指示を求めるものとします。但し、所有者の指示がない場合又は所有者が判明しないときは、原則として発見日を含め1ヶ月間保管します。

第14条3項 前2項の場合における宿泊客の手荷物又は携帯品の保管についての蔵に泊まれる小さなリゾート reZOU の責任は、第1項の場合にあっては前条第1項の規定に、前項の場合にあっては同条第2項の規定に準じるものとします。

宿泊客の手荷物又は携帯品の保障

第15条 宿泊客が、施設従業員の指図、案内、掲示、緊急時の避難誘導・ご案内などに従われなかったことにより生じた損害については、蔵に泊まれる小さなリゾート reZOU は、その賠償はいたしません。

宿泊客の責任

第16条 宿泊客の故意又は過失により蔵に泊まれる小さなリゾート reZOU が損害を被ったときは、当該宿泊客は蔵に泊まれる小さなリゾート reZOU に対し、その損害を賠償していただきます。

免責事項

第17条 蔵に泊まれる小さなリゾート reZOU 内からのコンピューター通信のご利用に当たっては、お客様ご自身の責任にて行うものとします。コンピューター通信のご利用中にシステム障害その他の理由によりサービスが中断し、その結果利用者がいかなる損害を受けた場合においても、当社は一切の責任を負いません。又、コンピューター通信のご利用に当社が不適切と判断した行為により、当社および第三者に損害が生じた場合、その損害を賠償していただきます。

別表 1: 宿泊料金等の算定方法 (第10条関係)

顧客が支払うべき宿泊料金総額	基本宿泊料
	消費税

別表 2: 違約金 (第5条関係)

契約解除の通知を受けた日ならびにその際の宿泊料金に対する違約金率	
不泊 & 当日	100%
前日	100%
2～7日前	80%
8～14日前	60%
15～45日前	40%

ただし宿泊客がオンライントラベルエージェントを経由して予約を行っている場合は、それぞれのエージェントにて設定されている違約金を優先的に適用するものとします。

付 則

この宿泊約款は、令和5年1月1日（以下、「適用開始日」といいます。）から適用します。

但し、適用開始日の前日までに既に成立していた宿泊契約については、旧宿泊約款及び利用規則を適用するものとします。

令和7年1月25日改定

以 上

利用規則

当施設では、お客様に安全かつ快適にご利用いただくため、利用規則を定めております。ご協力くださいますようお願い申し上げます。

なお、当利用規則をお守りいただけない場合は、施設のご利用またはご宿泊をお断り申し上げます。また、当利用規則をお守りいただけない場合においてお客様に生じた損害については、当施設は責任を負いかねます。同じく当施設に損害が生じた場合は損害のご負担をいただく事もございます。

1. 当施設のご利用について

- ・セルフチェックイン時に使ったキーボックスの暗証番号を第三者に口外することはお控えください。セキュリティ上、定期的な暗証番号の変更は行っておりますが、何卒ご理解のほどよろしく願いいたします。
- ・万が一、建物の鍵を紛失された場合は、新たな鍵が必要になる際の費用など必要経費をご負担いただきます。鍵の取り扱いには十分ご注意ください。
- ・施設周辺はタヌキ、アライグマ、ハクビシン、イノシシ、カラス、ノネコなどの野生動物が生息しています。食材などは冷蔵庫もしくは室内にて保管をお願いします。
- ・できる限りの対策はさせていただいておりますが、季節により害虫も寄ってきますのでご了承ください。
- ・ムカデ類などの害虫も生息しております。ご了承ください。もし室内にムカデを発見した場合、施設内に設置してあるトングで捕獲し、付属のバケツへ入れ、湯沸かしポットで沸かした熱湯で駆除をお願いいたします。どうしてもご自身での駆除が難しい場合は、施設管理者までご連絡ください。
- ・ムカデ、ハチ類に刺された場合、速やかに病院へ行く必要があります。施設管理者まで連絡いただくと共に、自力で病院に行くことができない場合など必要に応じて 119 番へお電話ください。
- ・夏は暑く、冬は寒いことが想定されます。宿泊室にはエアコン・灯油ストーブなどの準備はございますが、それ以上の対応は致しかねますのでご了承ください。
- ・近隣住民の迷惑や不快になることはおやめください。特に 22 時以降は大きな声ではしゃぐこと、大音量で音楽を流すこと等は控えてください。
- ・目的外のご利用はお断りする場合がございます。
- ・当施設の敷地内にて当施設の許可無く広告物の配布や掲示、又は物品の販売等はなさないでください。
- ・当施設の敷地内にて、ビラの配布や署名活動等の宣伝活動はお断りしております。
- ・未成年者のみでのご宿泊は保護者の許可が無い場合はお断りする場合がございます。
- ・当施設では、自然豊かな環境で宿泊、体験をしていただくための施設でございます。そのため、虫刺され、やけど、擦り傷、切り傷などさまざまなアクシデントが想定されます。何らかのアクシデントが発生した場合、施設管理者に連絡ください。可能な限りの措置を講じます。それらについての補償は致しかねますのでご理解ください。

2. 客室について

- ・ご滞在中、客室の鍵、現金、貴重品はお客様自身で管理をお願いします。
- ・客室は蔵をリノベーションした建物になります。足元、頭上には十分気を付けてご利用ください。
- ・室内やベッドの上で飛び跳ねる、家具の上に乗る、梁にぶら下がるなど、通常とは異なる使用方法はおやめください。
- ・室内にはガラス製品、陶器類など壊れやすいものもございます。ご注意願います。
- ・登録された宿泊者及び同伴者以外の方を客室に招き入れたり宿泊させたりすることはご遠慮ください。
- ・タバコ（電子タバコ等含む）は野外でお願いいたします。

- ・火器の取り扱いには十分気を付けてください。利用後は必ず火が消えたことを確認してください。
- ・従業員用の区域への立ち入りはお断りしております。
- ・所持品を放置することはご遠慮ください。
- ・当施設の敷地内においては、許可無く営業目的で撮影・録音することは禁止しております。私的に撮影・録音したものであっても許可なく営業目的で使用することは認めておりません。
- ・ペットの同伴はお断りさせていただいております。

3. 建物・設備等の保全について

- ・当施設は蔵をリノベーションした宿泊施設になります。地域の歴史が分かる重要な施設として大切に扱っていますので、ご理解お願いいたします。
- ・当施設の敷地内にある設備や備品等を他の場所に移動したり、加工したり、本来の用途以外でご利用されることはご遠慮ください。
- ・施設内には火薬、揮発油等、発火性あるいは引火性のあるものはお持ち込みにならないでください。
- ・当施設の敷地内にて火災の原因となり得る行為（屋外調理や焚き火を除く）はなさらないでください。
- ・建物、設備、備品、植栽等を紛失、毀損、汚損、付臭等された場合は、その損害を賠償していただくことがございます。

4. 駐車場について

- ・施設内でのお客様によるお車のトラブル（事故・破損等）には、当施設は一切責任を負いかねます。
- ・駐車場は決められた場所をご利用ください。

5. 台風・悪天候時について

・宿泊日（チェックイン後も含む）に台風・悪天候、または災害による影響により、当施設を安全にご利用していただけないと判断した場合は、避難（移動）または急遽営業を見合わせる場合がございます。営業が見合わせになる場合は以下のような場合です。

- 気象庁により当施設が台風の暴風警戒区域に入ると予報が発表された場合
- 気象庁から当該地域へ気象警報が発令された場合
- その他、当施設が運営困難と判断した場合

- ・チェックイン後の返金対応は、お受けできませんのでご了承ください。
- ・天候により施設の利用ができなくなった損害に対し、一切の補償はできませんのでご了承ください。
- ・雨天時に野外での食事など通常とサービスの提供方法が変更する場合がございます。

6. カヌー体験について

- ・カヌー体験中は指導員の説明、注意事項を遵守のうえ安全航行に努めてください。
- ・体験中に発生した事故、ケガ、他のお客様とのトラブルにつきましても一切の責任を負いかねますので予めご了承ください。また、当方で他の方に迷惑、危険が及ぶと判断した場合は体験を中止させて頂く場合がございます。この場合は料金の返金は致しかねます。
- ・カヌー体験は、水しぶきや転覆により衣服等が濡れてしまう場合がございます。濡れてもよい服装でご利用下さい。また電子機器等の水没、水しぶきによる破損、紛失に関しましても一切の責任を負いかねますので、あらかじめご了承くださいませ。
- ・安全にカヌー体験をして頂くため、搭乗される際はスタッフの指示に従いライフジャケットを正しく着用してください。必要に応じてヘルメットの装着をお願いする場合がございます。

・降雨や強風によりスタッフが危険と判断した場合は体験を中止させて頂く場合がございますので予めご了承下さいませ。体験中に中止を判断した場合は、返金致しかねますので予めご了承ください。

・未就学のお子様、医師等により運動を禁じられている方、その他、当方判断によりお断りさせて頂く場合がございます。また体験前に必ず告知ください。

7. ヤギとの触れ合いについて

・当施設では2頭のヤギを飼っています。驚ろかせたり、いじめたりしないでください。ヤギと同じ目線で、正面ではなく側面からゆっくりと近付いてください。

・基本的にはヤギは庭の草木を各種好んで食べますが、稀にヤギが中毒を起こす毒草もがございます。管理者が提供・指示した草木以外を与えないでください。

・ヤギたちは挨拶のつもりで後ろ足で立つことがあります。悪気はないのですが、小さなお子さんなどケガしないように保護者の方は一緒に遊んでください。

・施設管理者の指示に従って、楽しく触れ合ってください。管理者の指示に従えない場合など、体験を終了する場合がございます。またその場合、返金には応じかねます。

8. キャンセルについて

・キャンセル料につきましては宿泊約款の違約金の項に準じます。

・航空機の欠航、電車の運休、災害等による道路の不通など当施設への訪問が困難な場合は返金の対象と致します。その際、手数料を差し引く場合がございますのでご了承ください。

・以下の場合返金の対象となりません（キャンセル料金を必要とします）。

- ケガや病気などにより宿泊を取りやめる場合
- 自己都合により宿泊を取りやめる場合
- 強風高波でサーフィン、釣り、サイクリング等のレジャーが出来ないことにより宿泊を取りやめる場合

付則

当利用規則は、令和5年1月1日から適用します。

・令和8年4月1日改定